



公共高第 282 号
平成 12 年 12 月 19 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部長

地方公務員等共済組合法の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正されましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

（1）育児休業手当金の支給額の引き上げ

育児休業手当金の支給額を、育児休業により勤務に服さなかった期間 1 日につき、給料日額の 100 分の 40 に相当する金額に政令で定める数値 1.25（教育長は 1）を乗じて得た額に引き上げること。

また、当該育児休業手当金の額のうち、当該育児休業が終了した日後引き続いて 6 月以上組合員であるときに一括して支給する額を、給料日額の 100 分の 10 に相当する金額に政令で定める数値 1.25（教育長は 1）を乗じて得た額に引き上げること。

（2）介護休業手当金の支給額の引き上げ

介護休業手当金の支給額を、介護休業により勤務に服さなかった期間 1 日につき、給料日額の 100 分の 40 に相当する金額に政令で定める数値 1.25（教育長は 1）を乗じて得た額に引き上げること。

2 新旧対照表

給 付 項 目	改 正 前	改 正 後
育児休業手当金	育児休業により勤務に服さなかった 期間 1 日につき 給料日額 $\times \frac{25}{100} \times 1.25$ ただし、当該額のうち $\frac{5}{100}$ に相当 する額は、育児休業終了後引き続き 6 月以上組合員であるときに支給 《休業中支給分》 給料日額 $\times \frac{20}{100} \times 1.25$ 《復職後支給分》 給料日額 $\times \frac{5}{100} \times 1.25$	育児休業により勤務に服さなかった 期間 1 日につき 給料日額 $\times \frac{40}{100} \times 1.25$ ただし、当該額のうち $\frac{10}{100}$ に相 当する額は、育児休業終了後引き続 き 6 月以上組合員であるときに支給 《休業中支給分》 給料日額 $\times \frac{30}{100} \times 1.25$ 《復職後支給分》 給料日額 $\times \frac{10}{100} \times 1.25$
介護休業手当金	介護休業により勤務に服さなかった 期間 1 日につき 給料日額 $\times \frac{25}{100} \times 1.25$	介護休業により勤務に服さなかった 期間 1 日につき 給料日額 $\times \frac{40}{100} \times 1.25$

3 施行時期

平成13年1月1日以降の育児休業及び介護休業期間に係る支給額から変更します。

なお、平成12年12月31日までの育児休業及び介護休業期間に係る支給額については、改正前の額となります。

4 その他

育児休業手当金及び介護休業手当金に係る請求書の取扱いについては、次のとおりです。

(1) 育児休業手当金

新様式に変更することなく、支給額に関する内容を読み替えたうえ、現様式を引き続き使用します。

- ・育児休業手当金（変更）請求書《休業中支給分》〔様式15-1〕
- ・育児休業にかかる証明書〔別紙〕
- ・育児休業手当金請求書《復職後支給分》〔様式15-2〕

(2) 介護休業手当金

平成13年1月1日以降に提出する請求書からは、原則として、平成12年12月19日付け公共高第279号の新様式を使用します。

ただし、平成13年1月31日までの間は、当該請求書（新様式）への移行期間とするため、平成12年5月17日付け公共高第88号の請求書（現様式）で提出された場合でも、支給額に関する内容を読み替えたうえ、給付を行います。

なお、平成13年2月1日以降に提出する請求書からは、必ず新様式を使用してください。

- ・介護休業手当金（変更）請求書